

短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

御注意

(2)(1) この表には、次の書類を別紙として添付してください。  
 「土地建物等を同時に譲渡した場合の区分計算の明細書」  
 「直接又は間接に要した経費の額の計算」を実額配賦法によつた場合の計算明細書

譲渡資産等の明細	土地の譲渡等の該当規定	1	措法第63条第2項第1号該当 措令第38条の5第1項第1号該当 措法第68条の69第2項第1号該当 措令第39条の98第1項第1号該当	措法第63条第2項第1号該当 措令第38条の5第1項第1号該当 措法第68条の69第2項第1号該当 措令第39条の98第1項第1号該当	措法第63条第2項第1号該当 措令第38条の5第1項第1号該当 措法第68条の69第2項第1号該当 措令第39条の98第1項第1号該当
	譲渡等に係る資産の取得年月日	2	平	平	平
	同上の資産が土地	3			
	等である場合	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡等の年月日	5	平	平	平
	土地の譲渡等による収益の額	6	円	円	円
	譲渡資産等に係る連結納税の開始若しくは連結納税への加入又は非適格株式交換等に伴う時価評価損益	7			
	時価評価益	8			
	時価評価損	8			
	土地の譲渡等による収益の額に対応する原価の額(30の②)	9			
直接接経又は費はの間額の計算に要算し	法定の負債利子(31)×6%	10			
	実績による負債利子	11			
	法定の販売費及び一般管理費(31)×4%	12			
	実績による販売費及び一般管理費	13			
	直接又は間接に要した経費の額(10又は11)+(12又は13)	14			
	土地譲渡利益金額(6)+(7)-(9)-(14)又は(6)-(8)-(9)-(14)	15			
	圧縮額等の損金算入額	16			
	差引土地譲渡利益金額(15)-(16)と(10)のうち少ない金額	17			
	特別勘定等の益金算入額	18			
	課税土地譲渡利益金額(17)+(18)	19			
	課税土地譲渡利益金額の合計額	20			
(20)のうち	平成8年1月1日以前の課税土地譲渡利益金額の合計額	21			
	平成8年1月1日以後の課税土地譲渡利益金額の合計額	22			
	土地譲渡税額(21)×20%+(22)×10%	23			

譲渡資産等の帳簿価額の累計額の計算

区分	事業年度又は連結事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の有期間の数	②×③	事業年度又は連結事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の有期間の数	②×③	事業年度又は連結事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の有期間の数	②×③
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
24	∴	円	12	円	∴	円	12	円	∴	円	12	円
25	∴		12		∴		12		∴		12	
26	∴		12		∴		12		∴		12	
27	∴		12		∴		12		∴		12	
28	∴		12		∴		12		∴		12	
29	∴		12		∴		12		∴		12	
30	∴		12		∴		12		∴		12	
31	合計				合計				合計			

## 別表三（三）の記載の仕方

この明細書は、平成10年改正措置法附則第20条第2項（法人の短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正措置法令附則第17条第2項（法人の短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正前の措置法第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成8年改正前の措置法第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は平成8年改正措置法附則第15条第2項後段（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

の規定により法人税が課される土地等の譲渡利益金額及び税額を計算する場合に記載します。

連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

なお、平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間にされた短期所有に係る土地の譲渡等については、措置法第63条又は第68条の69の規定を適用しないこととされています。